

くいざというときの安心のために

国民健康保険税

【問い合わせ】 保険年金課

☎ 22・9659

FAX 26・0151

✉ hoken@city.iga.tg.jp

国民健康保険は、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、助け合う制度です。

7月は国民健康保険税の本算定の月です。7月中旬に世帯主（納税義務者）に保険税納税通知書を送付します。納期内に納付してください。

健康管理を

心がけましょう

日本では、全ての人が何らかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は納めていただいた保険税と、国などからの補助金を財源に皆さんの健康を支えています。

しかし、高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加しています。大切な保険税を有効に使うためにも、健康管理を心がけましょう。



本算定の納税通知書をお届けします

世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯の中に加入者がいれば納税通知書が世帯主宛てに届きます。

○**年金からの天引き（特別徴収）の人**
本算定年税額から4月・6月・8月の仮算定税額を差し引いた額を、10月・12月・令和2年2月の3回に割り振っています。

○**普通徴収の人**
1期（7月）から9期（令和2年3月）の9期（回）に割り振っています。

特別徴収を口座振替に変更できます

国民健康保険に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きしています。これを変更により口座振替に変更することができます。

※年金天引きを継続する場合や、すでに口座振替に変更している場合は、改めて申請していただく必要はありません。



保険税の軽減制度 （均等割・平等割を減額）

◆世帯の合計所得と軽減割合

前年の世帯合計所得が下記の金額以下	軽減割合
33万円	7割
33万円+（加入者数×28万円）	5割
33万円+（加入者数×51万円）	2割

※前年の世帯合計所得は世帯主、国民健康保険の加入者、一部の後期高齢者医療制度加入者で算出しています。（世帯に異動がある場合を除く。）

非自発的失業者に係る

保険税の減額制度

離職日の時点で65歳未満の人で、倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をした人の前年の給与所得を100分の30とみなして保険税の算定を行います。

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し申請してください。

《該当する離職理由コード》 11・12・

21・22・23・31・32・33・34

《対象期間》 離職の翌日の属する月から翌年度末まで

加入者全員 加入者全員 40歳以上65歳未満

医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分 = 国民健康保険税

医療費の支払いに使用する財源 後期高齢者医療制度を支える財源 介護保険制度を支える財源

	所得割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	7.03%	23,900 円	22,000 円	610,000 円
後期高齢者支援金分	1.78%	6,100 円	5,700 円	190,000 円
介護納付金分	1.70%	7,700 円	4,500 円	160,000 円

算出方法

「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」について、それぞれ①～③を合計して算出します。

①所得割額……加入者の所得に応じて算出されます。

・課税所得金額（前年中の総所得金額等－33万円）×税率

②均等割額……加入者1人につき

均等割額が加算されます。

・加入者数×均等割額

③平等割額……1世帯につき平等割額が加算されます。

・1世帯×平等割額

例1. 夫婦2人の世帯



前年中の所得	夫	年金収入	240万円
		所得	120万円
	妻	年金収入	60万円
		所得	0円

夫 73 歳 妻 71 歳

年税額	内 訳	平成31年度
	医療分	117,000円
	支援分	29,800円
	介護分	0円
	合 計	146,800円

例2. 夫婦と子ども2人の4人世帯



前年中の所得	夫	給与収入	450万円
		所得	306万円
	妻	無収入	0円
		所得	0円

夫 46 歳 妻 43 歳
子 12 歳 子 10 歳

年税額	内 訳	平成31年度
	医療分	309,500円
	支援分	78,600円
	介護分	66,300円
	合 計	454,400円

国民健康保険の届け出は
加入資格の発生日から
必ず 14 日以内に！



保険税は、被保険者になった月から納めていただきます。「被保険者になった月」とは、市へ届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入した日や職場の健康保険を脱退した日など、国民健康保険の加入資格が発生した日の属する月をいいます。

届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。また、保険税は国民健康保険資格の発生日までさかのぼって納めていただきます。

ほかの市町村へ転出したり、職場の健康保険に加入したなど国民健康保険の被保険者でなくなった場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要です。

保険税は被保険者になった
月から納めましょう